

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月13日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条中「 6 課及び 1 隊」を「 7 課」に、

「 少年課
少年捜査課
生活環境第一課
生活環境第二課
サイバー犯罪対策課
子ども女性安全対策隊 」

を

「 子ども女性安全対策課
少年課
少年捜査課
生活環境第一課
生活環境第二課
サイバー犯罪対策課 」

に改める。

第17条の次に次の 1 条を加える。

（子ども女性安全対策課）

第17条の 2 子ども女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 子ども（18歳以下の者をいう。）及び女性を対象とする性犯罪等の犯罪（以下「子ども・女性対象犯罪」という。）の予防及び取締りに関すること。
- (2) 子ども・女性対象犯罪に係る情報の収集、分析及び資料の整備に関すること。

第20条の 3 を削る。

第22条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地域指導室に関すること。

第22条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第57条の8の次に次の1条を加える。

(地域指導室)

第57条の9 地域課に、地域指導室を附置する。

2 地域指導室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 地域警察の指導に関すること。

(2) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県人事委員会委員長 金野 俊男

埼玉県人事委員会規則七―九四一

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

| 警察本部 | | |
|---|-------------------------------|--|
| <p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>財務局長</p> <p>組織犯罪対策局長</p> <p>方面本部長</p> <p>運転免許本部長</p> <p>参事</p> <p>参事官</p> <p>理事官</p> <p>警察学校長</p> <p>警察署長（浦和、浦和西、大宮、大宮東、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、東松山、熊谷、深谷、春日部、越谷、久喜、吉川）</p> <p>警察本部の課（室・所・隊）長</p> <p>監察官</p> <p>聴聞官</p> <p>管理官</p> <p>訟務官</p> <p>主席師範</p> <p>総括調査官</p> <p>市警察部副部長</p> | <p>一種</p> <p>二種</p> <p>三種</p> | |

| | |
|--|-----------|
| <p>市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p> | |
| <p>主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 航空隊長 刑事指導室長 検視調査室長 暴力団排除対策室長</p> | <p>四種</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長 特別機動警察隊長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長</p> |
| <p>次席 副隊長 術科教養部長</p> | <p>五種</p> |

附 則

この規則は、平成二十四年三月二十一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本入れ歯リサイクル協会
- 三 代表者の氏名
三好 勇夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市西坂戸三丁目十六番十号
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は不要になった入れ歯を家庭より回収し、精製し、得た益金を福祉事業団体に寄付する。
（変更後）この法人は不要になった義歯、宝飾品、貴金属製品を回収、精製し、得た益金を福祉事業団体等へ寄付又はそれに類似する活動を行う事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

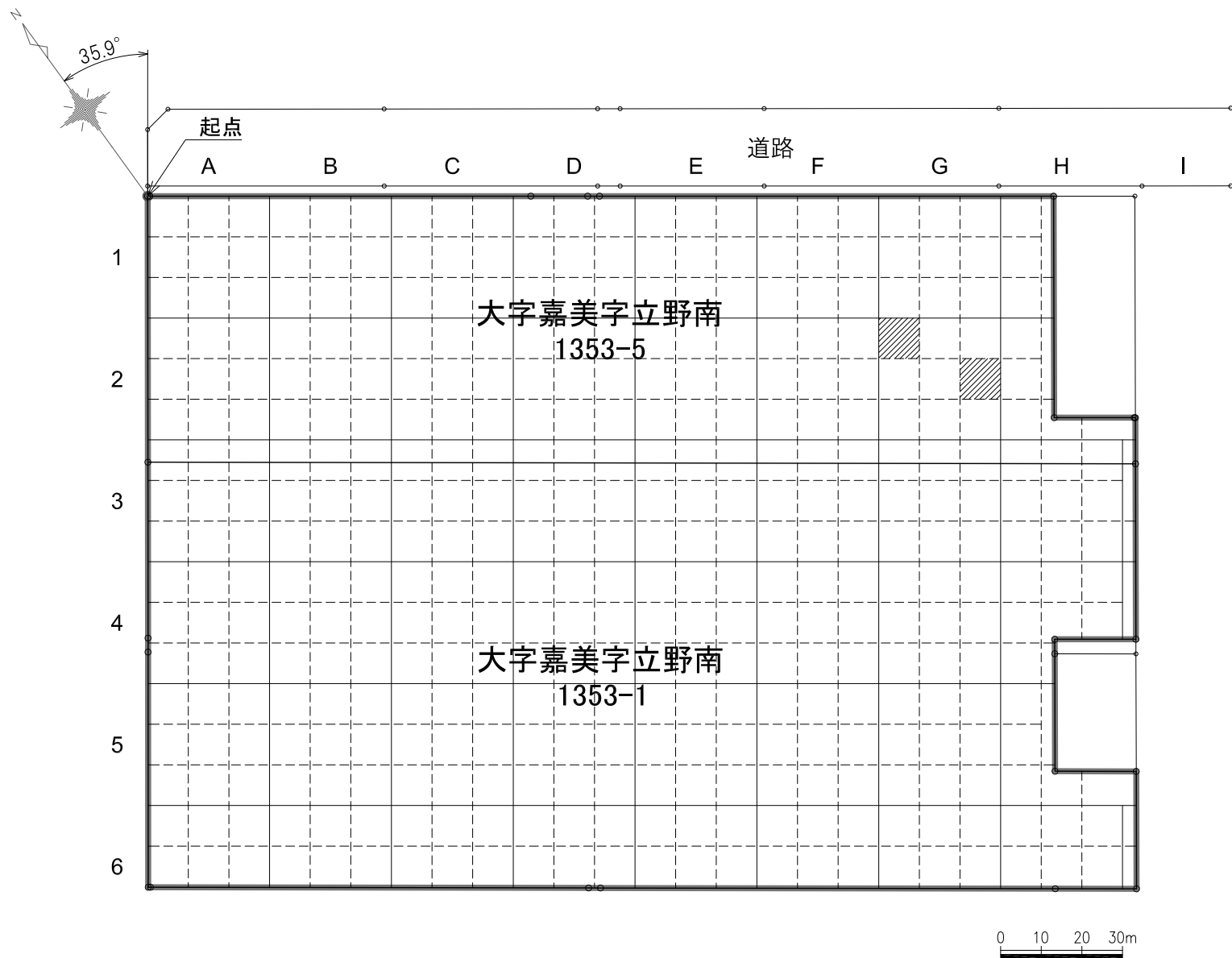
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司


- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千二百五十三番五の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図



起点
 起点は、埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南1353-5の敷地境界の最北端。

格子の回転角度 35.9度
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

凡例
 形質変更時要届出区域

告 示

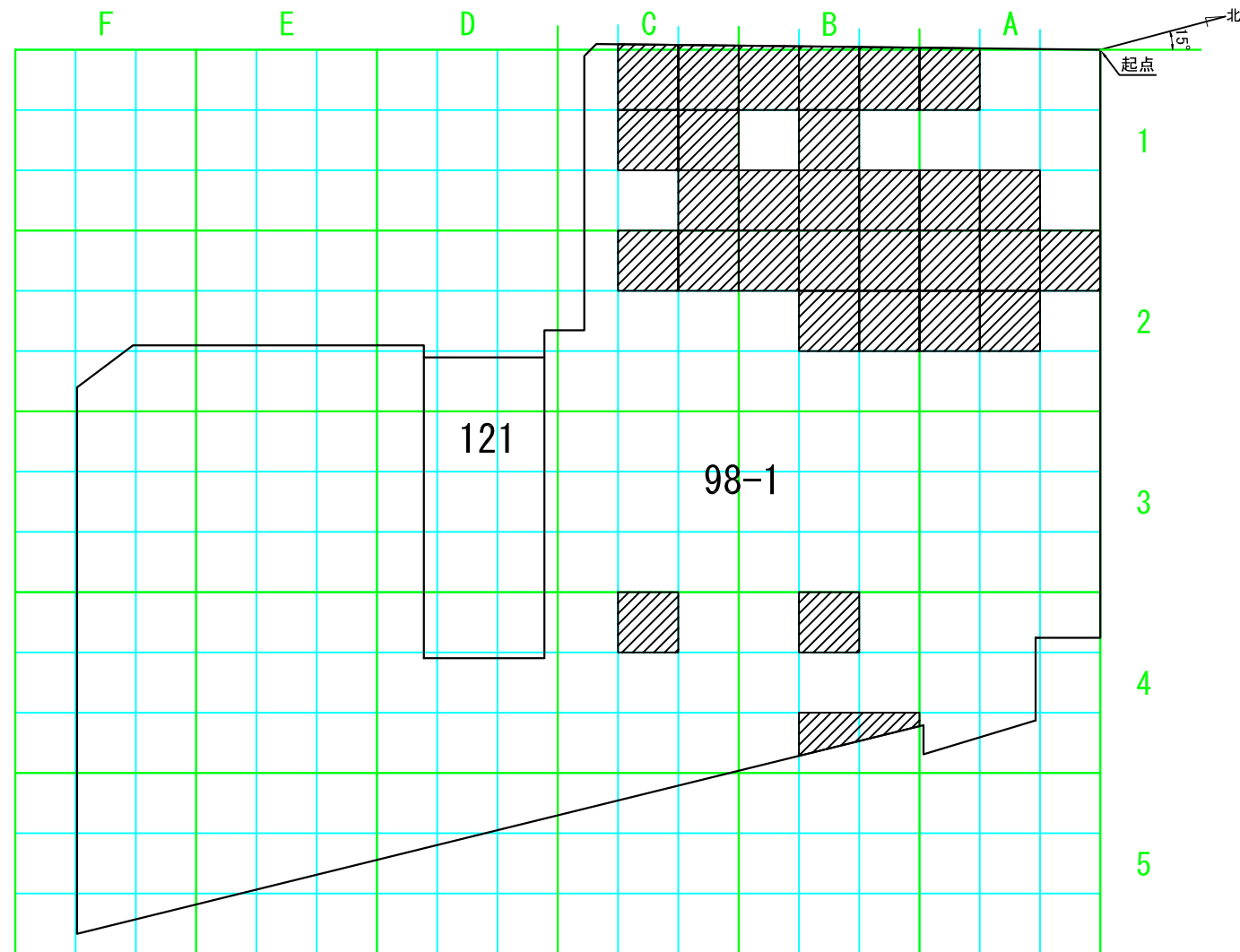
埼玉県告示第二百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十三日

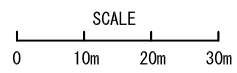
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市大字台字長沼九十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

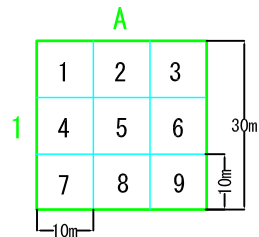


起点
 起点は朝霞市大字台字長沼98-1の最北端点とする。

格子の回転角度15度
 起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により構成された格子を起点を支点に右方向に回転させた角度。



格子の地点配置



形質変更時要届出区域

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

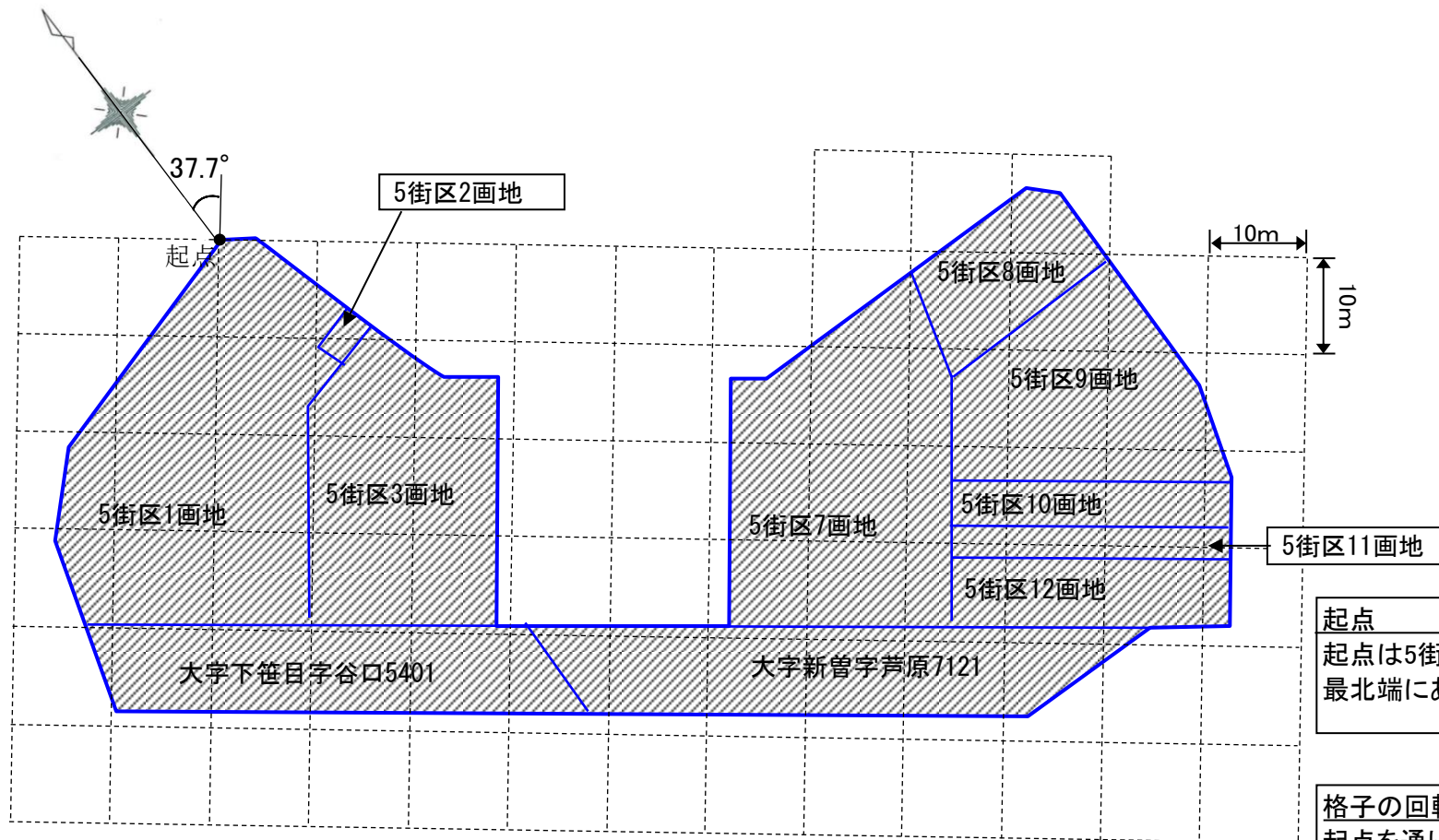
別図のとおり（埼玉県戸田市戸田都市計画事業新曾第一土地区画整理事業五街区一画地、二画地、三画地、七画地、八画地、九画地、十画地、十一画地及び十二画地並びに大字新曾字芦原七千二百二十一並びに大字下笹目字谷口五千四百一）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（埼玉県戸田市戸田都市計画事業新曾第一土地区画整理事業五街区一画地、二画地、三画地、七画地、八画地、九画地、十画地、十一画地及び十二画地並びに大字新曾字芦原七千二百二十一並びに大字下笹目字谷口五千四百一）



- 凡例
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - : 形質変更時要届出区域
(規則58条第4項第9号に該当する場所)

起点
 起点は5街区1画地の最北端にある境界杭と

格子の回転角37.7°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

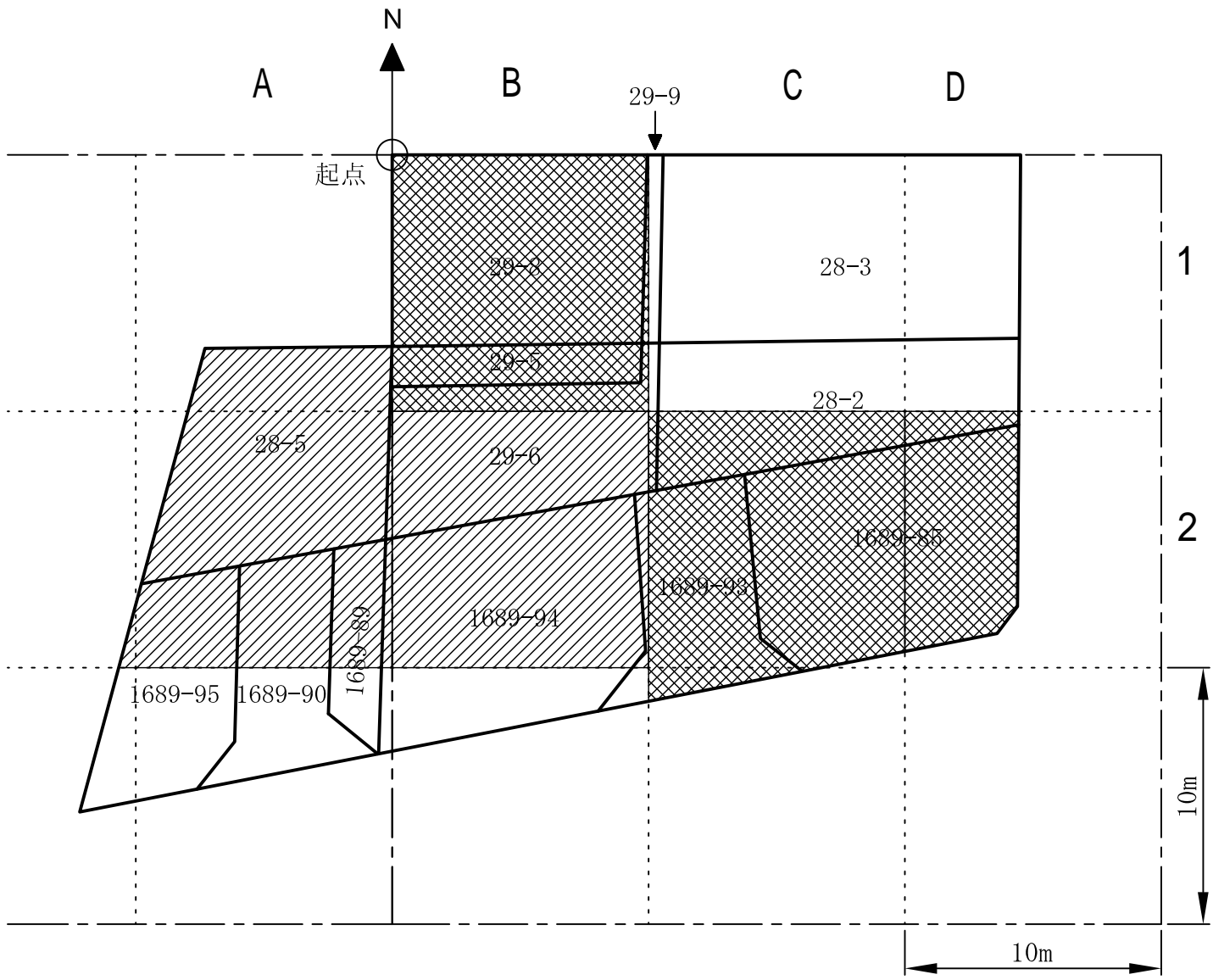
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年埼玉県告示第六百七号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

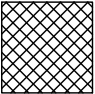
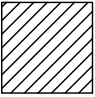
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県三郷市戸ヶ崎四丁目二十八番二の一部、二十九番五、二十九番六の一部、二十九番八、二十九番九の一部、戸ヶ崎字関戸千六百八十九番八十五、千六百八十九番九十三の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起 点
 起点は三郷市戸ヶ崎4丁目29番地の最北端とする。

格子の回転角 0°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右回りに回転させた角度を示す。

 指定を解除する区域
 指定を継続する区域

告 示

埼玉県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん加須浜町店

埼玉県加須市浜町十四 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場

二の出入り口から会の川北面道路への車両通行は、昭和中学校と、

三俣小学校の通学路に指定されているため、営業時の出入り口の交通整備員の配置は必要不可欠である。また、自動車での来店客に対し、帰路の際には低速走行を促す標示等の設置をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十四年三月十三日から平成二十四年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ吹上店

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一四四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇一八台

ハ 変更年月日

平成二十四年十一月三日

ニ 届出年月日

平成二十四年三月二日

二 縦覧期間

平成二十四年三月十三日から平成二十四年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月十三日から平成二十四年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ春日部店

埼玉県春日部市谷原三丁目八番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千四百七十二平方メートル

（変更後）二千八十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一九四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二一五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 百十四平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 六十平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 十七立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二十五立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年十一月十日

ニ 届出年月日

平成二十四年三月二日

二 縦覧期間

平成二十四年三月十三日から平成二十四年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月十三日から平成二十四年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミふじみ野店

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二―百七十四―十八

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十一月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千二百三十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三二〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七九立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

ト 届出年月日

平成二十四年三月六日

二 縦覧期間

平成二十四年三月十三日から平成二十四年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月十三日から平成二十四年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----|---------|---------------------|
| 理事 | 小 川 喜 悦 | 埼玉県越谷市大字南荻島千六百二十八番地 |

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施の目的

- イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆病並びに豚のオーエスキー病の発生の予防
- ロ 牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察
- ハ 家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している次に掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

- (一) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (二) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (三) (一)又は(二)の牛と同一施設内で飼育している牛

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(3) 馬伝染性貧血

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(4) 腐蛆病

県内で飼育している蜜蜂

(5) 馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要

と認められたもの

(6) オーエスキー病

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認められたもの

ロ 一のロに係る検査

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認められたもの

ハ 一のハに係る検査

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認められたもの

四 実施の期日

イ 一のイに係る検査

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ロ 一のロに係る検査

平成二十四年六月下旬から同年十一月中旬までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ハ 一のハに係る検査

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病

(1) 凝集反応検査

(2) エライザ法による検査

(3) 補体結合反応検査

(4) その他の検査

ロ 結核病

(1) ツベルクリン検査

(2) その他の検査

ハ ヨーネ病

(1) 予備的抗体検出法による検査

(2) エライザ法による検査

(3) その他の検査

ニ 伝達性海綿状脳症

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ホ 馬伝染性貧血

- (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (2) その他の検査

へ 腐蛆病

- (1) 肉眼的検査
- (2) その他の検査

ト 馬パラチフス

- (1) 凝集反応検査
- (2) その他の検査

チ オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

リ ブルータンゲ

- (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (2) その他の検査

ヌ アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行

熱

- (1) 中和試験検査
- (2) その他の検査

ル 高病原性鳥インフルエンザ

- (1) ウイルス分離検査
- (2) 血清抗体検査
- (3) その他の検査

六 その他

実施の細部については、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛

生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十四年三月九日に県営土地改良事業上福田地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

測量計画機関の長である秩父市長久喜邦康から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父市

二 作業種類

公共測量（秩父市道路台帳補正作業委託）二級基準点測量

三 作業地域

旧秩父市全域

四 作業期間

平成二十四年一月五日から平成二十四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

測量計画機関の長である飯能市長沢辺滯吉から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

飯能市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

飯能市全域

四 作業期間

平成二十三年十二月七日から平成二十四年三月九日まで

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

測量計画機関の長である秩父郡小鹿野町長福島弘文から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父郡小鹿野町

二 作業種類

公共測量（基準点座標補正）

三 作業地域

秩父郡小鹿野町般若地域

四 作業期間

平成二十三年十二月十六日から平成二十四年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百七十号

測量計画機関の長である春日部市長石川良三から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

春日部市

四 作業期間

平成二十四年一月三十日から平成二十四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

測量計画機関の長である南埼玉郡宮代町長庄司博光から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

南埼玉郡宮代町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

南埼玉郡宮代町全域

四 作業期間

平成二十四年一月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第二百七十二号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

荒川上流河川事務所管内

四 作業期間

平成二十四年二月一日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

測量計画機関の長である日高市長大沢幸夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（基準点成果の座標補正業務）

三 作業地域

日高市及び鶴ヶ島市の一部

四 作業期間

平成二十四年二月一日から平成二十四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

蓮田市

四 作業期間

平成二十四年一月三十日から平成二十四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

平成二十三年埼玉県告示第四百八十三号で公示した公共測量（道路台帳図等補正測量作業 川口市赤山地区 三級基準点 三十六点）は、平成二十三年十二月二十七日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

平成二十三年埼玉県告示第千六百六十八号で公示した公共測量（入間市都市計画基本図修正業務）は、平成二十三年十二月二十二日終了した旨測量計画機関の長である入間市長木下博から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

平成二十三年埼玉県告示第四百四十二号で公示した公共測量（基準点測量（四級）、応用測量（用地幅杭設置測量））は、平成二十三年十二月二十日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

平成二十四年埼玉県告示第九十八号で公示した公共測量（三・四級基準点測量（座標変換）、出来形確認測量（座標変換））は、平成二十四年一月三十一日終了した旨測量計画機関の長である上尾市町谷第一土地区画整理組合理事長内田武夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

平成二十三年埼玉県告示第千五百二十六号で公示した公共測量（基準点座標補正）は、平成二十四年二月二十三日終了した旨測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十号

平成二十四年埼玉県告示第九十九号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年二月二十四日終了した旨測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十一号

平成二十三年埼玉県告示第千五百十六号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

| 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|--------------------------------|-----------------------|
| 大下 1 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 東ウチコシ | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大下 2 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西ノ入 2 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大久保 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大下 3 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鎌北 1 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鎌北 2 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え | 急傾斜地の崩壊 |

二
土砂災害特別警戒区域

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
|---------------|--|---------------------|--|
| 大下 1 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。 |
| 東ウチコシ | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。 |
| 大下 2 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。 |
| 西ノ入 2 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。 |
| 大久保 | 平面図等を埼玉県 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県 |

| | | | |
|-------|---------------------------------|---------|--|
| 向尾根 3 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 沖入沢 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 | |

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 大谷木 3 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 |
| 北ヒラマツ | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 |
| 北ナカザハ沢 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 |
| 海老ヶ坂 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 |
| 申子 1 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 |
| 申子 2 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。 |
| 西ノ入 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 | 土石流 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 |

| | | | | | | | | | |
|--------|--|---------|---------|--|--|--|--|--|---------|
| | 山王 | | 前谷中郷 | 和泉 1 | 和泉上 | 和泉 2 | 上伊古 | 加田 2 | |
| 覽に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 覽に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|----------------------------------|
| 中力 1 2 | 中力 1 1 | 上 ミ | 上 サ 5 | 中力 3 | 上 サ 4 2 | |
| 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 | 東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。 |

| | |
|---|--|
| <p>沖入沢</p> | <p>向尾根 3</p> |
| <p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> | <p>て縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| <p>土石流</p> | <p>急傾斜地の崩壊</p> |
| <p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> | <p>て縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> |

告 示

埼玉県告示第二百八十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十四年三月七日付けで、次のとおり処分した。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

| | | | |
|--------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 商号又は 名称 | 氏名（法人にあつて は代表者の氏名） | 主たる事務所 の所在地 | 処 分 の 内 容 |
| 株式会社 住宅建設 | 橋本秀一 | 埼玉県川口市 芝四丁目二十 九番二十二号 | 平成二十四年三月十四 日から十六日間の業務 の全部停止 |

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

| | |
|--|----------------|
| <p>さいたま東村山線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>新座市野火止三丁目十一番四地先から 同市野火止三丁目一〇〇九番一地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十四年三月十三日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十一年十二月 四日埼玉県朝霞県土 整備事務所長告示第 十四号で告示した道 路予定区域の一部供 用開始である。延長 二六・六八メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

| | |
|---|----------------|
| <p>さいたま東村山線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>新座市野火止三丁目六三番二地先から 同市あたご一丁目六四番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十四年三月十三日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十四年二月十 七日埼玉県朝霞県土 整備事務所長告示第 四号で告示した道路 予定区域の全部供用 開始である。延長五 〇・一九メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 道路線名 川越栗橋線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|------------------------|------------------|
| <p>久喜市菖蒲町菖蒲字陣屋四〇四二番一 地先から同市菖蒲町菖蒲字陣屋四〇二 九番一地先まで</p> | | 区 間 |
| <p>十八・八二 二〇・八六</p> | <p>十八・八二 二〇・八六</p> | 敷地の幅員 (メートル) |
| <p>一九八・九〇</p> | | 延 長 (メートル) |
| <p>土地区画整理事業に 伴う県道区域変更</p> | | 備 考 |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

| | |
|---|---------|
| 川越栗橋線 | 路線名 |
| 久喜市菖蒲町菖蒲字陣屋四〇四二番一地从先 から同市菖蒲町菖蒲字太鼓田三五〇五番一 地先まで | 供用開始の区間 |
| 平成二十四年三月十三日 | 供用開始の期日 |
| 平成十五年十一月二十八日付け埼玉県告示第二千三百十五号及び平成二十四年三月十三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号で告示した供用開始である。 延長 九二七・五メートル | 備考 |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年九月二十一日

指令川建セ第二三〇〇五六〇号

二 検査済証番号

平成二十四年三月六日

川建セ第二三〇一〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字中道北七九五番二六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北本市栄七番地三 一七 四〇一

横 関 諭

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十四年二月二十四日

指令越建セ第二三〇〇二〇一号

二 検査済証番号

平成二十四年三月八日

越建セ第四七〇 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸二丁目二百六十三番、二百六十四番二、大字和戸字

本郷六百六十一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市藤塚一七三 一

株式会社サンエーホーム 代表取締役 井上儀七

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 吉澤祥匡

一 指示内容

コクチバス及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する目的で行う場合で、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認したときは、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 祥 匡

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで